

各政令市の委員間討議（議員間討議）の実施状況

	1 実施	2 事例	3 討議項目、内容等	4 討議を行う判断基準	5 討議の流れ	6 決定時期	7 回数・時間制限
札幌市	なし	—	—	—	—	—	—
仙台市	なし ※1	—	—	—	—	—	—
さいたま市	なし	—	—	—	—	—	—
千葉市	実施	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提出の議案（議案・意見書・決議） ・その他（特別委員会における執行部への提言） 	制度として導入しているものではなく、議案等の審査や協議の中で自然発生的に、実質的な委員間討議が行われている	特に議員間討議の場を設定しているものではなく、自然発生的に行われている	4に記載のとおり	制限していない（定めがない）
横浜市	実施	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会は議案・請願等 ・特別委員会は付議事件の調査・研究を目的として委員間の意見交換が行われている 	特に決まりはない （委員長の宣告により議員間討議の場面を設けるのではなく、議案・請願等の審査の中で実施している）	特に議員間討議の場を設定しているものではなく、自然発生的に行われている	4に記載のとおり	制限していない（定めがない）
川崎市	実施	本会議 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議は意見書案に対する質疑時 ・委員会は請願・陳情審査時 	議員の判断に委ねている	特に議員間討議の場を設定しているものではなく、自然発生的に行われている	4に記載のとおり	制限していない（定めがない）
相模原市	なし	—	—	—	—	—	—
新潟市	実施	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長提出の案件 ・議員提出の議案 ・請願、陳情 ・所管事務調査 ・その他（特別委員会における付議事件の調査） 	議員の判断に委ねている	明確な定めはない	4に記載のとおり	制限していない（定めがない）

	1 実施	2 事例	3 討議項目、内容等	4 討議を行う判断基準	5 討議の流れ	6 決定時期	7 回数・時間制限
静岡市	なし	—	—	—	—	—	—
浜松市	実施	なし	明確な定めはない	—	議案審査の際、当局に対する質疑終結後、議員間討議したい旨を申し出て、委員長の許可を得て実施	当局に対する質疑終了時	制限していない (定めがない)
名古屋市	実施	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長提出の案件 ・議員提出の議案 ・請願、陳情 ・所管事務調査 ・その他（特別委員会における付議事件の調査） 	<p>下記事項を定めており、各委員会の判断で実施</p> <p>①議案審査（議員提案を含む）、請願・陳情審査、所管事務調査及び付議事件審査における委員間討議は各委員会の判断により実施する</p> <p>②委員個人を非難するような発言は行わない</p> <p>③委員に対する資料要求は行わない</p> <p>④討議の時期、具体的な運営等は各委員会の正副委員長の判断による</p>	<p>討議の時期、具体的な運営等は、各委員会の正副委員長の判断による</p> <p>（例：当局説明 ⇒ 質疑 ⇒ 委員間討議）</p>	<p>討議の時期、具体的な運営等は、各委員会の正副委員長の判断による</p> <p>（例：委員からの委員間討議の申し出があった時点）</p>	制限していない
京都市	実施	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提出議案 ・請願、陳情 ・所管事務調査 	特別に機会を設けることなく、通常の議事の流の中で自由に行うことができる	4に記載のとおり	4に記載のとおり	制限していない (定めがない)
大阪市	実施	委員会 ※2	・特別委員会付議事件	委員からテーマを提示して委員長に申し出る	<p>①テーマについて理事者から基礎的情報の報告</p> <p>②テーマについて各会派から意見表明</p> <p>③質疑応答</p>	委員会の各会派の代表者が集まる代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の説明は原則 30 分以内 ・委員の 1 回の発言は概ね 10 分以内

	1 実施	2 事例	3 討議項目、内容等	4 討議を行う判断基準	5 討議の流れ	6 決定時期	7 回数・時間制限
堺市	実施 ※3	委員会	<p>※以下、常任、予算・決算委員会のみ記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長提出の案件 ・議員提出の議案 ・請願 ・所管事務調査 	<p>※申し合わせにより、試行中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長提出案件については、委員からの申し出があれば委員間討議を行う ・議員提出議案、請願、所管事務調査については、委員の過半数の合意が得られた場合、委員間討議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ①質疑・質問 ②委員間討議 ③討論 ④表決 	<p>委員会開催の2日前に討議の申し出を行う</p> <p>委員会当日の質疑・質問終了時に実施の可否を決定（市長提出案件については、直ちに実施）</p>	<p>制限している</p> <p>1 議題 30 分以内 （1 議題は3に記載の区分）</p>
神戸市	実施	委員会	<p>明確な定めはない</p>	<p>特に決まりはないが、委員会として必要に応じて実施している （委員会として提言等の取りまとめ時）</p>	<p>4に記載のとおり</p>	<p>4に記載のとおり</p>	<p>制限していない （定めがない）</p>
岡山市	実施	委員会	<p>明確な定めはない</p>	<p>明確な定めはない</p>	<p>明確な定めはないが、質疑の中で、議員間討議が行われることがある</p>	<p>明確な定めはない</p>	<p>制限していない （定めがない）</p>
広島市	実施	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・請願、陳情 ・その他（特別委員会における提言等の内容を含む報告書の取りまとめ時） 	<p>常任委員会における請願・陳情審査を行う意見交換時に委員間討議を行うことができる</p>	<p>【請願審査の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上程 ②請願者の趣旨説明 （初審査時のみ） ③理事者からの現況説明聴取 （初審査時及び適宜） ④意見交換等 <p>（陳情の場合は②、③は行わない）</p>	<p>4に記載のとおり</p>	<p>制限していない （定めがない）</p>

	1 実施	2 事例	3 討議項目、内容等	4 討議を行う判断基準	5 討議の流れ	6 決定時期	7 回数・時間制限
北九州市	実施	委員会	特段の定めはないが、事例があるのは所管事務調査	<p>常任委員会の所管事務調査において、委員の間で討議を行う必要がある場合</p> <p>討議が必要かどうかの判断は正副委員長に委ねている</p>	<p>運営方法は下記のとおり</p> <p>①討議のみ</p> <p>②討議 ⇒必要に応じ事実確認</p> <p>③当局説明 ⇒討議 ⇒必要に応じ事実確認</p>	<p>明確な定めはない (当局の同席など様々な例があるが、常任委員会の招集を通知する段階において決定している)</p>	<p>制限していない (定めがない)</p>
福岡市	なし	—	—	—	—	—	—
熊本市	実施	委員会	明確な定めはない	明確な定めはない	<p>明確な定めはないが、質疑の中で、議員間討議が行われることがある</p>	<p>明確な定めはない</p>	<p>制限していない (定めがない)</p>

※1 仙台市：委員会において意見交換を実施

※2 大阪市：実施要領等の定めがあるのは大都市・税財政制度特別委員会のみ

※3 堺市：常任、予算・決算委員会は試行中、特別委員会は定めなし